

第 33 回  
吉川市都市計画審議会  
(参考資料)

令和元年 12 月 18 日 (水)  
吉川市役所 2 階  
204 会議室

目 次

議第 67 号（参考資料）

越谷都市計画  
防火地域及び準防火地域の変更について

（吉川市決定）

## 理　由　書

本理由書は、都市計画法 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更（吉川市：南中学校周辺地区及びネオポリス地区）についての理由を示したものです。

### I. 越谷都市計画区域における位置等

越谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、越谷市、吉川市及び松伏町の行政区域の全域です。

#### 【吉川市：南中学校周辺地区】

本地区は、JR 武蔵野線吉川駅の北東約 900m に位置する既成市街地であり、地区の中央には南中学校が立地しています。また、東側には準用河川である上第二大場川が流れ、地区の西側には都市計画道路三郷吉川線が縦断し、北側には県道加藤平沼線が横断している区域です。

#### 【吉川市：ネオポリス地区】

本地区は、JR 武蔵野線吉川駅の北東約 2km に位置し、民間開発により基盤整備が行われ、東側には一級河川である大場川が流れ、西側には現在施行中の吉川中央土地区画整理事業に接している区域です。

### II. 変更理由

#### 【吉川市：南中学校周辺地区】

本地区は、昭和 48 年の JR 武蔵野線吉川駅の開業などを契機に、昭和 50 年代に急激に宅地開発が進み現在の市街地が形成されました。

当時の宅地開発は、1 区画の最低敷地面積が約 100m<sup>2</sup> であったことから、建物が密集しており、火災時の延焼の危険性など防災上の課題を抱えている市街地となっています。

また、本地区は、田の 1 反開発が複数行われたことから、行き止まり道路も複数存在していることにより、火災時の避難経路の確保等の問題も抱えています。

本地区的防災性を高めるうえでは、建物の不燃化を促進し、火災の危険性の防除や延焼被害を抑制する必要があるため、建物の構造面から規制する防火地域及び準防火地域の変更を行うものです。

#### 【吉川市：ネオポリス地区】

本地区は、平成 8 年に地区計画を指定しておりますが、民間開発による基盤整備が行われた当時の 1 区画の最低敷地面積が、約 100m<sup>2</sup> であったことから、建物が密集しており、火災時の延焼の危険性など防災上の課題を抱えている市街地となっています。

本地区的防災性を高めるうえでは、建物の不燃化を促進し、火災の危険性の防除や延焼被害を抑制する必要があるため、建物の構造面から規制する防火地域及び準防火地域の変更を行うものです。

### **III. 変更内容**

#### **【吉川市：南中学校周辺地区】**

防火地域及び準防火地域を変更（準防火地域を指定）します。

#### **【吉川市：ネオポリス地区】**

防火地域及び準防火地域を変更（準防火地域を指定）します。

## 上位計画での位置付け

本地区についての、上位計画での位置付けは以下のとおりであり、本変更案は、上位計画に基づき策定されたものです。

### ○ 越谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成29年6月23日都市計画決定)

#### 第3 主要な都市計画の決定の方針

##### 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

###### (4) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

###### ⑥都市防災に関する方針

埼玉県地域防災計画を踏まえ、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備により、防災都市づくりを推進する。

特に、都市基盤の整備状況、緊急輸送道路の指定状況、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域又は準防火地域の指定を推進する。

### ○ 第5次吉川市総合振興計画 基本構想・後期基本計画(平成29年3月策定)

#### 【基本構想】

##### 第4章 基本構想

###### 4 計画の基本フレーム

###### (2) 将来都市構造と土地利用構想

###### ①将来都市構造

###### 1) 面の構成

###### ●市街地ゾーン

既存市街地の整備と新たな市街地の開発により、快適な生活を支える、良好な都市環境の形成を図るべきゾーンとします。

###### ②土地利用構想

###### 1) 住宅系地域

既存の住宅系市街地における都市基盤施設の整備充実による住環境の改善を図るとともに、計画的な開発を実施した地区については住環境の維持増進を図ります。

また、人口増加に対応した宅地供給を進めつつ、地区状況に応じた適正かつきめ細かな土地利用を誘導し、地域に根差した個店や商業施設などとの調和を図り、良好な住環境を有する市街地形成に努めます。

#### 【後期基本計画】

##### 第4章 躍動・活力・賑わいのまちづくり

###### 第1節 秩序ある土地利用の推進

###### 3 施策小項目

###### (1) 計画的な土地利用の推進

①都市計画マスタープランに基づき計画的なまちづくりを推進します。

②都市計画法に基づく区域区分、用途地域、地区計画等の都市計画の見直しを行います。

## ○ 吉川市都市計画マスタープラン（平成24年3月改訂）

### 第5章 全体構想

#### 5-1 土地利用

##### 5-1-1 住宅系地域

###### (2) 住環境向上ゾーン

土地区画整理事業等による面整備が既に行われた地区については、既存住環境の維持を図り、さらに地区計画制度やまちなみ緑化等による質の高いまちづくりを目指します。

#### 5-4 都市防災

##### 5-4-1 市街地の防災性の向上

###### (2) 建物が密集した既成市街地の整備

○建物が密集した既成市街地等の防災上危険な市街地は、狭い道路の拡幅整備や空地整備、不燃化の促進等により延焼防止に努めます。

###### (3) 建築物の不燃化・耐震化

○災害時の防災拠点ともなる市庁舎や避難所となる公共施設の耐震化を推進します。

○民間建築物における耐震性・不燃性の向上を促進します。特に延焼拡大の危険性のある地区については、防火地域及び準防火地域の指定を検討します。道路に面した塀は、倒壊しにくい生垣等の設置に努めます。

### 第6章 地域別構想

#### 6-4 中央北部地域整備構想（ネオポリス地区）

##### 6-4-5 中央北部地域の整備方針

###### (1) 土地利用

###### ■住環境向上ゾーン

吉川団地及び新栄地区については、地区計画制度等を活用し、敷地内も含めたまちなみ緑化等を図り、住宅地としての質の向上を目指します。

###### (4) 都市防災

○避難路等の沿道及び避難所周辺における建築物の不燃化、耐震化を促進します。

○面的整備に合わせた、避難路等や避難所の見直しを行い、防災機能の向上を図ります。

#### 6-5 中央地域整備構想（南中学校周辺地区）

##### 6-5-5 中央地域の整備方針

###### (1) 土地利用

###### ■住環境向上ゾーン

比較的街区構成の整った住宅市街地部については、用途地域の見直しを検討するとともに、地区計画制度等を活用し、敷地内も含めたまちなみ緑化等を図り、住宅地としての質の向上を目指します。

###### (4) 都市防災

○幅員の狭い道路の拡幅や新規公園の整備に合わせた、避難路等や避難所の見直しを行い、防災機能の向上を図ります。

## 準防火地域の概要

都市計画法に基づき定める都市計画です。この制度は、市街地における火災の延焼被害を抑えることを目的としております。指定された地域では、建築物等の規模や階数等に応じて建て替え等（新築、増築、改築又は移転）の際、建築物に一定の耐火性能や防火性能が義務付けられます。

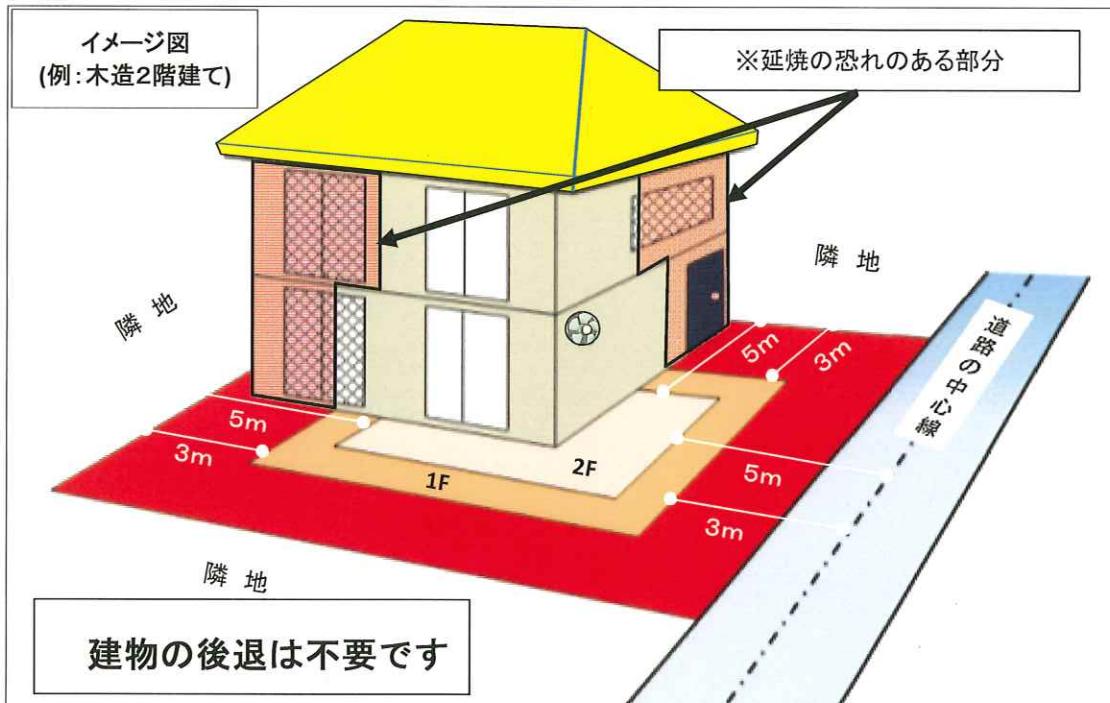
### ■指定後の効果

○建築物等の建て替え等（新築、増築、改築又は移転）に合わせて不燃化・難燃化が図られ、延焼による火災被害の軽減につながります。

○耐火・防火性能の高い建築物等が増えることで、避難や消火活動のための経路が確保され、被害の軽減につながります。

防火地域又は準防火地域内の構造制限の概要

種別 延べ面積 階数	防火地域		準防火地域（階数算定には地階を除く）		
	100 m <sup>2</sup> 以下	100 m <sup>2</sup> 超	500 m <sup>2</sup> 以下	500 m <sup>2</sup> 超 1,500 m <sup>2</sup> 以下	1,500 m <sup>2</sup> 超
4 階以上	耐火建築物				
3 階	注)			耐火建築物、準耐火建築物	耐火建築物
2 階以下	耐火建築物、準耐火建築物		防火措置した建築物		



例)2階建てで床面積が500m<sup>2</sup>以下の木造建築物の場合は屋根や延焼の恐れがある部分について、次のような防火措置を行います。

- ①屋根⇒瓦やスレート又は金属板にします。
- ②窓⇒網入りガラスなど防火認定を受けたものにします。
- ③玄関扉⇒鉄製や防火認定を受けたものにします。
- ④換気扇⇒ダンパー仕様にします。

※延焼の恐れがある部分とは・・・

1階にあっては、隣接する道路の中心や隣地から3m

2階にあっては、隣接する道路の中心や隣地から5mの範囲にある建物の部分のことです。

※最近の木造住宅は、屋根や外壁に防火措置が講じられている構造が大部分であるため、準防火地域に指定されたことによる主な影響は開口部に関するものになります。

※3階建以上や、2階建ての建物のうち床面積が500m<sup>2</sup>を超えるものについては、建物の構造を耐火建築物、準耐火建築物にする必要があります。

## 越谷都市計画防火地域及び準防火地域の変更

経緯の概要（吉川市：南中学校周辺地区及びネオポリス地区）

- |    |           |  |
|----|-----------|--|
| 1  | 原案の閲覧     | 令和元年 7月 22日から 8月 5日まで<br>閲覧者： 4名               |
| 2  | 説明公聴会     | 令和元年 7月 28日<br>参加者数： 35名                       |
| 3  | 地元消防長協議   | 令和元年 9月 25日                                    |
| 4  | 地元消防長協議回答 | 令和元年 9月 27日<br>回答内容： 支障なし                      |
| 5  | 県知事協議     | 令和元年 10月 2日                                    |
| 6  | 県知事協議回答   | 令和元年 10月 9日<br>回答内容： 支障なし                      |
| 7  | 案の縦覧公告    | 令和元年 11月 8日                                    |
| 8  | 案の縦覧      | 令和元年 11月 8日から 11月 22日<br>縦覧者： 3名<br>意見書の提出： なし |
| 9  | 市都市計画審議会  | 令和元年 12月 18日                                   |
| 10 | 決定告示      | 令和 2年 2月 （予定）                                  |
| 11 | 図書の写しの送付  | 令和 2年 2月 （予定）                                  |

資料 1－5

説明会開催状況調書

地区名	開催日	開催場所	出席者数	周知方法	市の説明概要	住民からの意見・要望	今後の市の対応
ネオポリス地区	平成30年12月9日 ※2回開催	ネオポリス 自治会館	1回目：37名 2回目：17名	・地区住民へ 全戸配付	準防火地域の 指定について	別紙「準防火地 域の指定に向け た説明会における 「主なご意見・ ご要望」と「市の 考え方」」参照	準防火地域の指定に向け て検討を進めていく。
南中学校周辺地区	平成31年2月22日 ・24日 ※24日：2回開催	中央公民館 301・302研修室	22日：7名 24日： 1回目：15名 2回目：26名	・地区住民へ 全戸配付 ・南中学校周辺地 区及びネオポリ ス地区の地区外 地権者へ郵送	準防火地域の 指定について	準防火地域の指定に向け て検討を進めていく。	準防火地域の指定に向け て検討を進めていく。
ネオポリス地区・ 南中学校周辺地区	令和元年5月19日 ※2回開催	1回目： ネオポリス 自治会館 2回目： 中央公民館 303・304研修室	1回目：10名 2回目：12名	・地区住民へ 全戸配付 ・地区外地権者へ 郵送	準防火地域の 変更素案につ いて	準防火地域の 変更素案につ いて	準防火地域の指定に向け て検討を進めていく。
ネオポリス地区・ 南中学校周辺地区	令和元年7月28日	吉川市役所 301・302会議室	35名	・市広報 ・市ホームページ ・郵送	準防火地域の 変更原案につ いて	準防火地域の指定に向け て検討を進めていく。	準防火地域の指定に向け て検討を進めていく。
ネオポリス地区	令和元年9月8日 ・9日・10日 ※8日：2回開催	ネオポリス 自治会館	8日： 1回目：33名 2回目：16名 9日：13名 10日：11名	・地区住民へ 全戸配付			

## 準防火地域の指定に向けた説明会における「主なご意見・ご要望」と「市の考え方」

### 資料1－6

#### 【準防火地域に関すること】

主なご意見・ご要望の要旨	市の考え方
準防火地域を指定するメリットとデメリットは何ですか。	メリットにつきましては、ご自身の住宅が延焼しにくく構造となり、避難時間や救助時間、消火時間などの被害の軽減につながります。また、ご自身やご家族の生命や財産などの被害の軽減につながります。デメリットにつきましては、新築や増改築等の際にかかる建築費用が従来より増加いたしますが、最近の木造住宅は、屋根や外壁に防火措置が講じられている構造が大部分であるため、準防火地域に指定されたことによる主な影響は開口部に関する部分となります。
いつ頃、準防火地域の指定がされますか。 また、いつから準防火地域の基準が適用されますか。	準防火地域の指定（都市計画変更の告示）は、令和2年2月頃を予定しておりますが、今後、都市計画法に基づく手続きを進めていく中で変更することもございます。 また、都市計画変更の告示日以降、建築確認通知を取得し新築や増改築等の工事に着工する場合は、準防火地域の基準が適用されます。
準防火地域の指定後、現在住んでいる住宅を準防火地域の基準に適合した住宅に改修しなければならないのですか。	住宅の新築や増改築等の際に防火措置を講じていただきますので、現在お住まいの住宅の増改築を行わなければ、防火措置を講じる必要はございません。
準防火地域に指定された住宅について、今後、国から、現在住んでいる住宅を“防火措置を講じた住宅に改修しなさい”又は“建替えなさい”という方針に変わることはないですか。	国や県から、そのような情報は聞いておりません。 建築基準法に基づく建築確認申請を伴わない、外壁の塗装や水回りの改修工事、内装などのリフォームにつきましては、準防火地域の基準に適合させる必要はございません。
リフォームを行う場合、防火措置を講じる必要がありますか。	50m <sup>2</sup> 以下の増築の場合、延焼の恐れのある部分の距離にある増築部分に防火措置を講じていただく必要があります。 また、50m <sup>2</sup> を超える増築の場合は、建築物全体に防火措置を講じていただく必要があります。
増築を行う場合、増築する部分のみ、防火措置を講じればよいのですか。	

<p>準防火地域の指定後、木造戸建住宅を新築や増改築等を行う場合、建築物の壁面を道路境界線や隣地境界線から3m又は5m後退する必要はありますか。</p> <p>法律等で隣地境界線から建築物の壁面後退を規制した方が良いと思いますが。</p>	<p>建築物の壁面を3m又は5m後退する必要はございません。 3m又は5mは、防火措置を講じる範囲の距離を示したものでございます。</p> <p>今回は、建築物の難燃化を図るために、建築物を構造の面から規制する準防火地域を指定するものでございます。</p> <p>なお、都市計画法に基づく地区計画制度により、壁面の位置を制限することができますが、建築物の建てられる範囲が限られてくるため、地区住民等のご理解が必要となります。</p>
<p>防火措置に対する費用は、どのくらい高くなりますか。</p>	<p>建築物の大きさや防火措置が必要となる部分、また、窓の数や大きさなど、それぞれ異なりますので一概に費用を算出することはできませんが、1つの目安として、費用が100万円程度、従来より増加するとも言われております。</p>
<p>「延焼を防ぐ」という公共の福祉を追求するために建築物の構造を制限するのであれば、日本国憲法第29条の補償の対象になるのではないかと考えられますので、補償について検討してください。</p>	<p>日本国憲法第29条第3項の補償につきましては、一般的に道路や公園などの公共用地を買収する際に、適正な価格を算出し、補償するものと考えておりますので、市といたしましては、日本国憲法第29条第3項の補償の対象には該当しないものだと考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。</p>
<p>準防火地域の指定後、住宅の新築や増改築等を行う場合、市の補助金はありますか。</p> <p>補助金を出すことで、建替え等が促進され、早く火災に強いまачなるのではないかですか。</p>	<p>補助金はございませんが、火災からご自身やご家族の生命や財産などの被害が軽減できる対策として、ご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、現在お住まいの住宅について、防水措置などの改修工事を行う場合につきましては、工事費の一部を助成する「吉川市住宅改修費補助事業」の対象となる可能性がございますので、改修工事をご検討される際は、市へご相談ください。</p> <p>準防火地域の指定後、建替え等が進むことにより、火災に強いまちづくりへの近道とも考えられますが、火災からご自身やご家族の生命や財産などの被害が軽減できる対策と考えており、また、既に防火地域又は準防火地域を指定している地区においても、新築や建替などを行われておりますが、補助金を交付しておりますので、補助金を交付することは困難であると考えております。</p>

<p>防火地域又は準防火地域を市街地全域に指定した方がよいと思いますが、その他の地域は指定しないのですか。</p>	<p>防火地域又は準防火地域の指定につきましては、地区の皆様に説明を行い、ご理解をいただきながら進めていきたいと考えていますから、順次、地区ごとの状況等を踏まえて進めております。</p> <p>今後も土地区画整理事業を実施していらない地区には、地区の状況に応じて、準防火地域の指定を検討してまいります。また、土地区画整理事業地内につきましては、用途地域の変更などに合わせて、防火地域又は準防火地域の指定を検討してまいります。</p> <p>今回の準防火地域の指定を進めている地区以外において、道路幅員が狭く「住宅密度が高い地区」があるようを感じましたが、再度、住宅密集度を検討してください。</p>
	<p>市といったしましては、市内において「1ヘクタール当たり概ね40戸以上」の住宅密度の高い地区は、「平沼周辺地区（中川沿いの吉川橋や吉越橋の付近）」や「ネオポリス地区」、「保・中野・栄町地区」と把握しております、準防火地域の指定を検討するにあたっては、広範囲に木造住宅の密度の高い地区に重点を置き、順次、地区ごとに準防火地域の指定を進めています。</p> <p>なお、今後につきましては、南中学校周辺地区以外の「保・中野・栄町地区」につきましても、木造住宅が密集している箇所がござりますので、準防火地域の指定を検討してまいります。</p>
	<p>本地区は、平成8年に地区計画を指定しておりますが、民間開発による基盤整備が行われた当時の1区画の最低敷地面積が、約100m<sup>2</sup>であったことから、木造住宅が密集しております、火災時の延焼の危険性があることから、建築物の難燃化を促進し、火災の危険性の防除や延焼被害を抑制する必要があると考え、建築物の構造面から規制する準防火地域を指定するものでございます。</p>

なぜ、吉川市が埼玉県の延焼危険性調査の対象になつたのですか。  
また、調査の対象となつたため、準防火地域の指定を進めることになつたのではないか。

平成28年度に埼玉県が実施した延焼危険性調査の希望アンケートでは、吉川市を含めて複数の自治体が調査を希望したと聞いております。

その中から吉川市が選定された理由につきましては、①都市計画マスターープランに、既成市街地においても防火地域及び準防火地域の指定を検討する旨が記載されていること、②既に準防火地域の指定を検討しており、地区の方へ説明するための資料を必要としていたことと埼玉県から聞いております。

このようなことから、ネオポリス地区及び南中学校周辺地区に準防火地域の指定を進めていくことは、この調査を実施する以前から検討していたものでございまして、調査の対象地区となつたことが、準防火地域を指定する直接的な要因ではございません。

不燃領域率は誰が定めた基準ですか。  
また、住宅の庭などのスペースが空地面積等に勘案されないのは、なぜですか。

不燃領域率の考え方は、建設省（現国土交通省）において、都市防火区画計画立案のためのマニュアルを作成する際に提案された指標でございます。その後、建築基準法が改正され、準耐火建築物が定義された際、東京都で新たに定義付けがされております。

本調査の不燃領域率を求める際の空地面積、耐火造等の考え方は、この東京都の定義に基づいて行われています。

また、住宅の庭などの空地につきましては、延焼遮断の効果が低いことから、空地面積には算入されていないものと考えております。

埼玉県では、火災に強いまちづくりを進めため、その一つの方法

として、防火地域及び準防火地域の指定を促進しており、既に他の市町村においても、防火地域や準防火地域を指定しているとともに、拡大を検討している市町村もあると考えております。

現在、不動産業者や建築業者に対する指導はどうなっていますか。

不動産業者や建築業者に対しましては、都市計画の手続きをはじめた今年の6月頃から、ネオポリス地区や南中学校周辺地区に該当する建築相談等があつた場合には、準防火地域の指定に向けた手続きを行つていることを情報提供しております。

## 【手続きに関するここと】

案の縦覧や意見書の提出とは何ですか。	<p>案の縦覧とは、都市計画法第17条に規定された手続きで、防火地域及び準防火地域の都市計画変更（案）を正式な都市計画の図書として作成、公告し、それを2週間、市役所の窓口やホームページで縦覧できるようになります。</p> <p>また、縦覧期間中、準防火地域の指定について、ご意見がある場合には、都市計画変更（案）に対して、意見書を提出することができます。</p>	<p>都市計画審議会の会議資料につきましては、開催前に公開する予定はございませんが、審議会の開催日時、場所、議題等につきましては、事前に市ホームページや市役所において確認することができます。</p> <p>また、会議資料につきましては、審議会におきまして、公開することが決定された場合には、会議録と併せて公開いたします。</p>	<p>今回の準防火地域の指定を進めるにあたりましては、準防火地域の目的や内容などについて、地区住民の皆様にご理解とご協力をいただくため、複数回の説明会を開催させていただくとともに、説明会に参加出来なかつた方にご理解をいただくため、まちづくりニュースを発行し、6月から都市計画法に基づく手続きを進めさせていただいたところでございます。</p> <p>今後につきましては、案の縦覧・意見書の提出、都市計画審議会への諮問を経て、都市計画決定する予定でございます。</p> <p>説明会に参加出来なかつた方につきましては、準防火地域の目的や内容などについて、ご理解をいただくため、まちづくりニュースを配付させていただいたおり、窓口や電話による問い合わせにおいて、ご質問もございましたが、準防火地域の指定についてには、概ねご理解をいただいているものと考えております。</p> <p>なお、準防火地域の指定について、ご意見がある場合には、都市計画変更（案）の縦覧期間中に意見書を提出することができます。</p>

## 【防災全般に関すること】

火事を発生させないための対策も進めたいだきたい。

ご意見のとおり、火災を発生させないことが最も重要であり、そのためには、一人一人が自ら取り組む「自助」、地域で助け合って取り組む「共助」、行政が取り組む「公助」により実現できるものと考えております。

そのような中、行政の取り組みといったしましては、吉川松伏消防組合等において市民等に対して、火災予防に係る知識の普及や住宅用火災警報器の普及、また、火災が発生したときの初期消火の方法などについても、広報活動や消火訓練などを通じて周知を図っているところでございます。

なお、吉川松伏消防組合においては主に火災について、また、市の危機管理課においては防災全般について、自主防災組織への支援や出前講座等も行っておりますので、ぜひ、ご利用していただければと存じます。

ネオポリス地区の道路整備などの全体構想を提案していただきたい。

市では、道路の拡幅整備や消火栓の設置などの施設整備を進めておりますが、ネオポリス地区内の道路につきましては、4m以上の幅員であり、また、消火栓につきましても消防活動に支障がないよう適切に配置しております。

幅員の狭い道路上につきましては、建築物の新築や建替え等の際に道路の中心から2m又は3mの道路後退をしていただき、順次、計画的に4m又は6mの道路の拡幅整備を行っております。

消防車が入れないような幅員の狭い道路の拡幅整備を進めたいだきたい。

空き家対策につきましては、市民や自治会からの情報提供により、空き家を把握しており、その中でも、適正に管理されていない空き家につきましては、庁内で連携して対応しているとともに、空き家バンクを通じて空き家の利活用などの促進を図っているところでござります。

議第 68 号（参考資料）

越谷都市計画道路の変更について

（埼玉県決定）

## 理　由　書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において、準用する同法第17条第1項の規定に基づき、越谷都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

### I. 越谷都市計画区域の位置等

越谷都市計画区域は、都心から30km圏、本県の南東部に位置しています。また、越谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、越谷市、吉川市及び松伏町の行政区域の全域です。

#### 【3・3・1号 越谷吉川線】

本路線は、越谷市宮本町四丁目を起点とし、吉川市中井三丁目を終点とする延長約8,640m、代表幅員25mの幹線街路です。

### II. 変更の理由

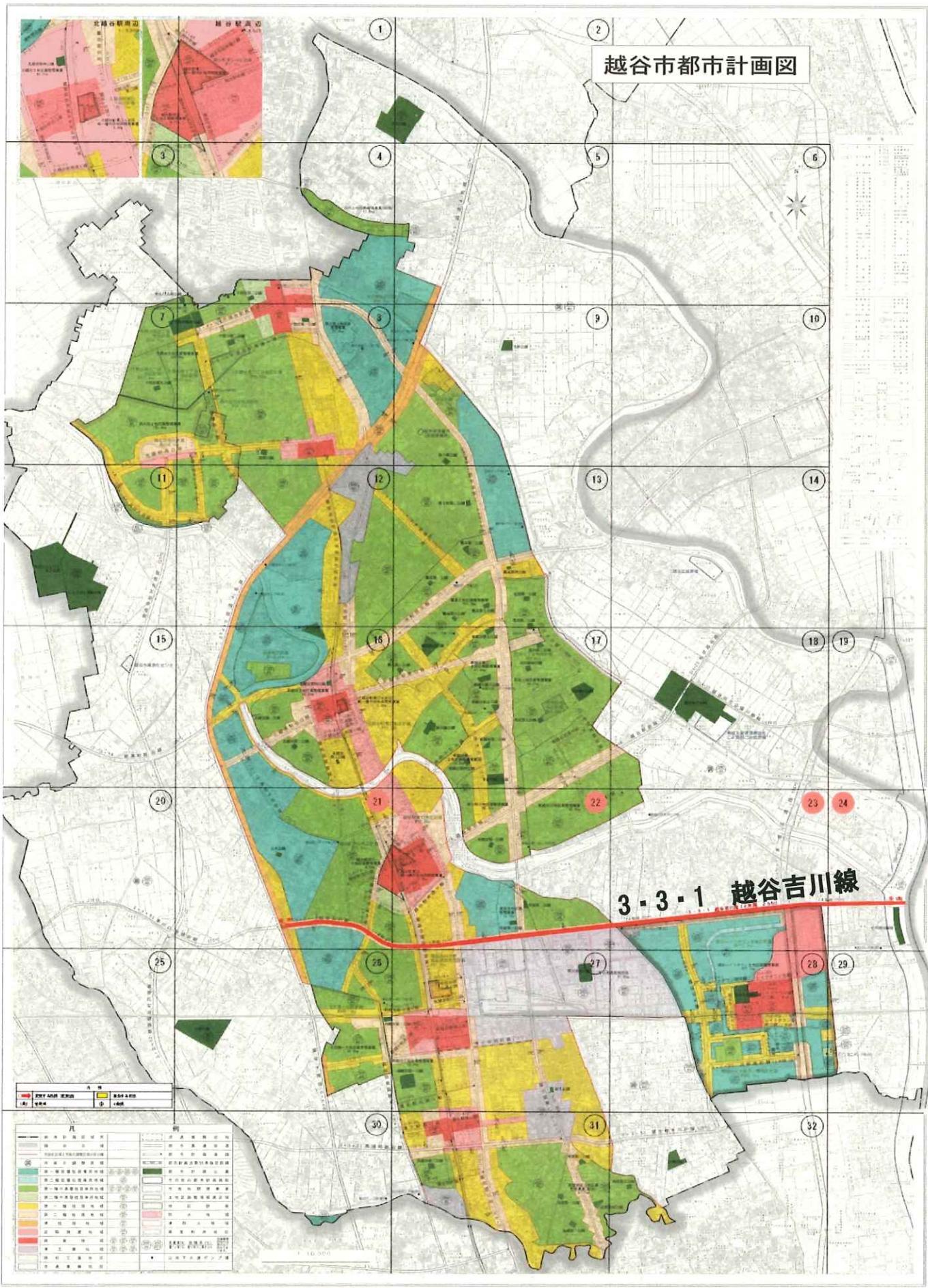
本路線は、越谷市内的一般国道4号から吉川市の中心部を東西に結ぶ、主要幹線道路として、広域交通の円滑化、周辺の良好な街づくり、緊急輸送道路の確保等に寄与する都市計画道路です。

今回の変更は、一級河川中川左岸の橋梁取付け部の副道について、緊急車両の通行を確保することによる災害時の防災性の向上などを図るため、一部区域を変更するものです。

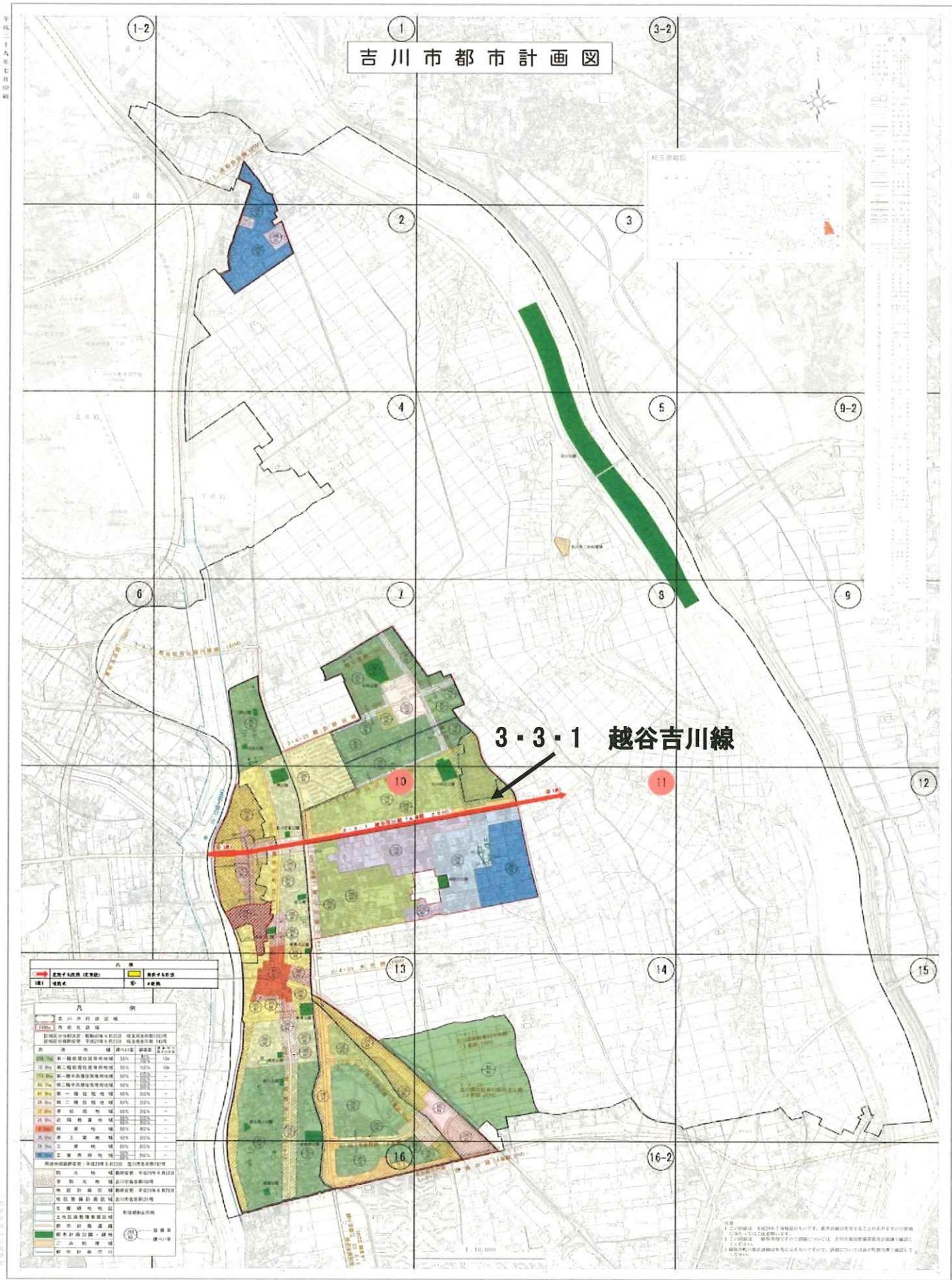
### III. 変更の内容

名　称	幅員	車線数	延長	内容
3・3・1号 越谷吉川線	25m	4車線	約8,640m	・一部区域の変更

## 総括図(1/2)



## 総括図 (2/2)

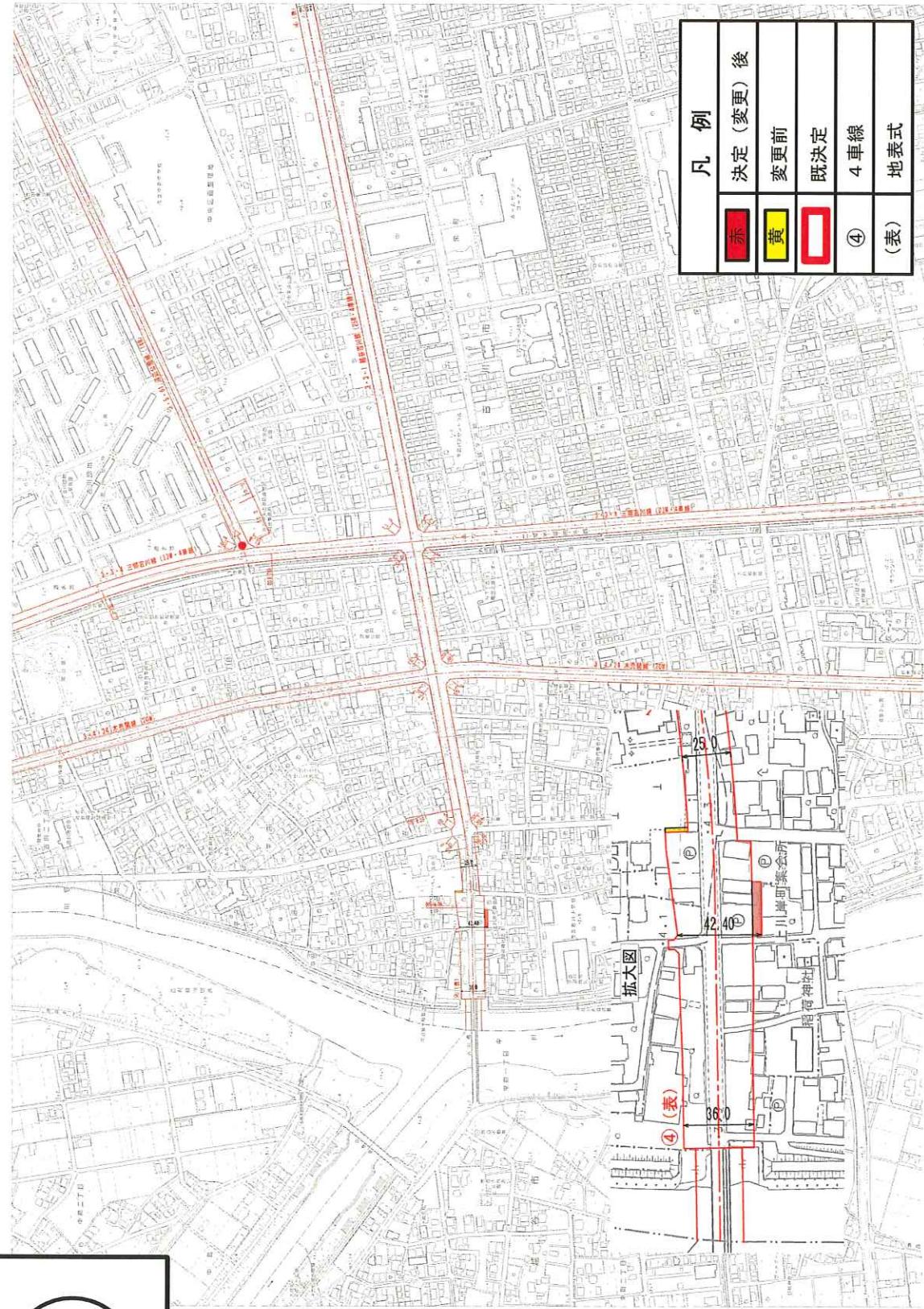


議第68号

越谷都市計画道路の変更について

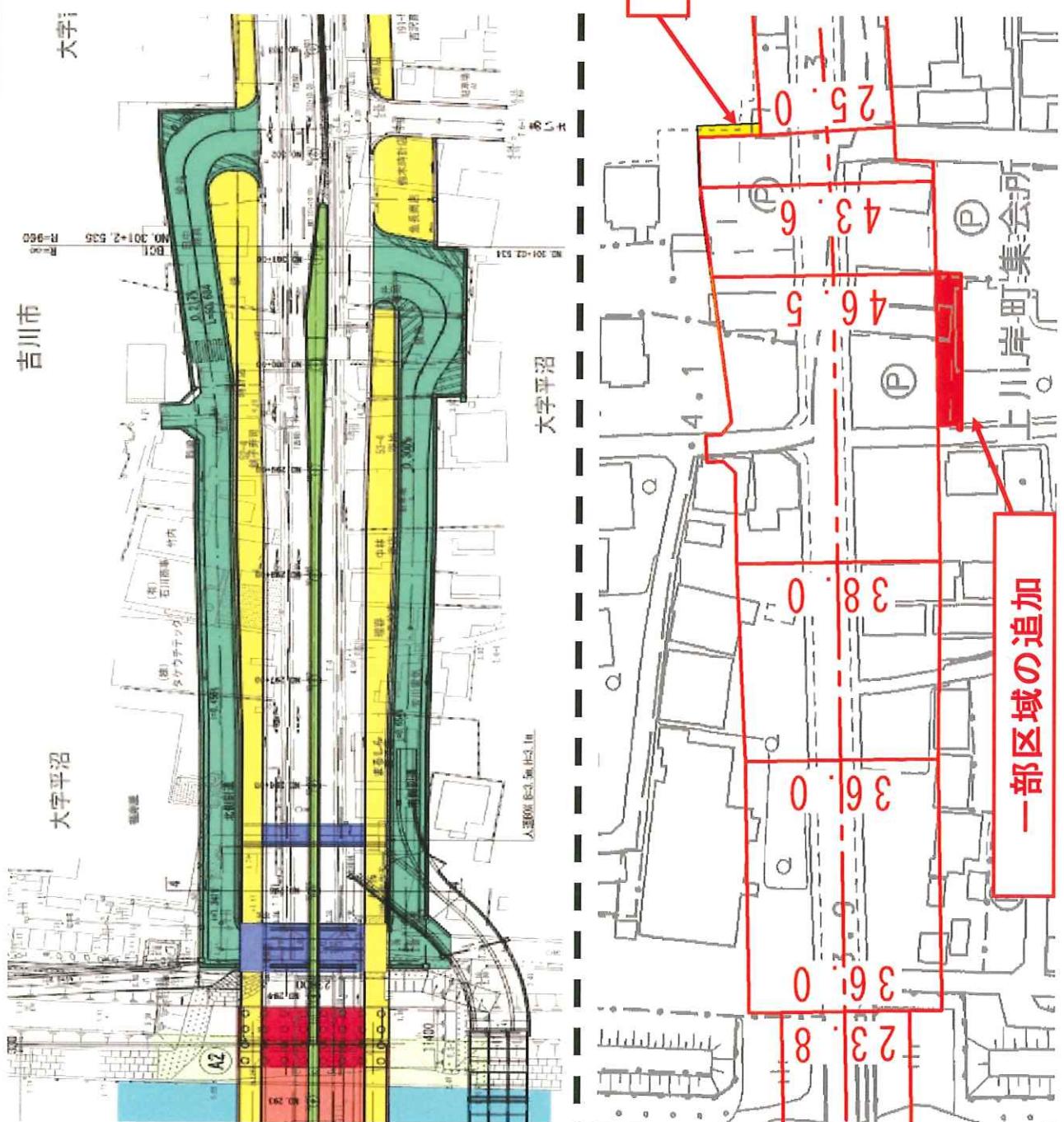
(埼玉県決定)  
新旧対照図

資料2-4



# 計画図 (3・3・1号 越谷吉川線)

資料2-5



凡例	追加する区域	廃止する区域
	■	■

## 越谷都市計画の策定の経緯の概要

(越谷都市計画道路の変更)

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和元年9月29日	
計 画 案 の 縦 覧	令和元年11月8日 から 令和元年11月22日 まで	
市 町 村 の 意 見 聽 取		
埼 玉 県 都 市 計 画 審 議 会		
計 画 決 定 告 示		
図 書 の 写 し の 送 付		